

豊橋市農業委員会総会 議事録

日 時 平成29年3月30日（木）
午前10時00分

場 所 豊橋市役所 東128会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 平成29年3月30日（木）
午前10時00分開会 午前10時24分閉会
- 2 場 所 豊橋市役所東128会議室
- 3 議 事 議案第1号 豊橋市農業委員会事務局職員の任免について
議案第2号 豊橋市農業委員会事務嘱託員の任命について
議案第3号 豊橋市農業委員会農地利用最適化推進委員の承認について
議案第4号 豊橋市農業委員会農地法第3条に係る許可基準の制定について
議案第5号 豊橋市農業委員会農地法第4条及び第5条に係る進達基準の制定について
議案第6号 豊橋市農業委員会非農地証明書（遊休農地）交付事務処理要領の制定について
議案第7号 豊橋市農業委員会非農地証明書（遊休農地以外）交付事務処理要領の制定について

4 出席委員（40名）

1 番 井川和英	2 番 石黒利昌	3 番 石橋正通	4 番 伊藤英二
5 番 伊藤孝人	6 番 井上正行	7 番 加藤 彰	8 番 河合弘行
9 番 木下康雄	10 番 清原さと子	11 番 小坪孝昌	12 番 小林伸郎
13 番 小山博敏	14 番 近藤富義	15 番 榊原良一	16 番 坂上修一
17 番 佐藤辰己	18 番 塩野谷幸英	19 番 白井隆好	20 番 杉浦克哉
21 番 杉浦敬一	22 番 杉浦利晴	23 番 杉浦正和	24 番 鈴木孝始
25 番 鈴木三男	26 番 高橋義晴	27 番 内藤喜章	28 番 中西幸弘
29 番 中村裕司	30 番 長屋俊英	31 番 彦坂逸雄	32 番 彦坂莊二
33 番 福井直子	34 番 藤原哲男	35 番 牧野敏男	36 番 松井一郎
37 番 水谷一江	38 番 水野敏久	39 番 宮路美千子	40 番 山口正弘

5 職務のため出席した者

事務局長 鈴木孝昌 主幹 及部祥宏 局長補佐 小野田任孝
主査 杉浦洋子

議事

○局 長 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。
それでは、会議に入ります前に、杉浦会長からご挨拶をいただきます。

○会 長 <あいさつ>

○局 長 ありがとうございます。本日は公務お忙しい中、本総会のために、
産業部次長始め農業関係課長の皆様方に、ご出席いただいております。
人事異動の内示による昇格、異動と併せて、ご紹介させていただきます。

古川 尋久 産業部次長です。財務部次長に異動いたします。

後任は 木和田 治伸 行政課長が昇格します。

田中 正己 農業企画課長です。

黒柳 哲禎 農業支援課長です。

石原 正啓 農地整備課長です。

それでは、皆様方を代表しまして、古川産業部次長 からご挨拶を
いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

古川次長 <あいさつ>

○局 長 ありがとうございます。 ご来賓の方々は、公務のため、ここで
退席されますのでよろしくお願いいたします。

< 来 賓 退席 >

○局 長 それでは、総会に入りたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○議 長 それでは、会議に入ります。豊橋市農業委員会総会会議規則第6条
の規定により、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により
総会は成立いたします。

○議 長 続いて、議事録署名委員を選任いたします。議事録署名委員につい
ては、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

○各委員 「異議なし」

○議 長 異議なしと認め、議席番号21番杉浦敬一委員同24番鈴木孝始委員
を議事録署名委員に指名します。

○議 長 これより議事に入ります。はじめに、議案第1号「豊橋市農業委員
会事務局職員の任免について」を上程いたします。事務局、提案理由
の説明をお願いします。

- 局 長 はい、議長。議案第1号についてご説明いたします。本案は、去る3月17日に内示がありました 豊橋市職員の人事異動に伴うものでございます。「農業委員会等に関する法律」第26条第3項の規定に基づき、兼務職員の農業企画課 佐藤洋介、農業支援課 長坂圭造と白井厚樹の解任と、農業企画課長谷川貴紀、農業支援課浅岡宏充と前山聖美の任命をするものでございます。なお、今回の人事異動により、恒川照崇が専任主査に昇格となります。以上、農業委員会事務局職員の任免について、ご承認を求めるものでございます。説明は以上です。
- 議 長 提案理由については、ただ今の説明のとおりです。本案について、質問・意見等ございませんか。
- 委 員 「進行」の声
- 議 長 進行の発言がありましたので、これにて質疑を打ち切ります。これより、採決に移ります。本案は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。
- 各委員 「異議なし」
- 議 長 「異議なし」と認めます。よって本案は、原案どおり決しました。
- 議 長 次に、議案第2号「豊橋市農業委員会 事務嘱託員の任命について」を上程いたします。事務局、提案理由の説明をお願いします。
- 局 長 はい、議長。議案第2号についてご説明いたします。農業委員会事務嘱託員については、平成25年度から配置しております。事務嘱託員の任用期間は1年で、平成29年度の配属については、平成29年3月21日付けで 人事課長からの決定通知を受け、農業委員会会長から本人に対し 任用に係る意向確認をしております。つきましては、事務嘱託員の任命について ご承認を求めるものでございます。説明は以上です。
- 議 長 提案理由については、ただ今の説明のとおりです。本案について、質問・意見等ございませんか。
- 委 員 「進行」の声
- 議 長 進行の発言がありましたので、これにて質疑を打ち切ります。これより、採決に移ります。本案は、原案のとおり承認することに、異議ございませんか。
- 各委員 「異議なし」
- 議 長 「異議なし」と認めます。よって本案は原案どおり決しました。
- 議 長 次に、議案第3号「豊橋市農業委員会 農地利用最適化推進委員の承

認について」を上程いたします。事務局、提案理由の説明をお願いします。

○局 長 はい、議長。議案第3号についてご説明いたします。「豊橋市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱」第7条第1項の規定により、3月17日に選考委員会を開催いたしました。候補者数が、募集と同数の24人で、各区域ごとの定員についても全て同数であり、「豊橋市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱」第5条に規定する欠格事項についての調査結果は全て該当なしであったため、選任要綱第10条第1号から第4号までの基準を勘案のうえ、候補者として適格であることを確認いたしましたので、24人全員を候補者として承認を求めるものでございます。なお、本日も出席の委員のうち、彦坂莊二委員、中村裕司委員、杉浦敬一委員につきましては承認を求める候補者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「議事参与の制限」に該当するため、本議案のみ一時退席いたします。

○議 長 提案理由については、ただ今の説明のとおりです。本案について、質問・意見等ございませんか。

○委 員 「進行」の声

○議 長 進行の発言がありましたので、これにて質疑を打ち切ります。これより、採決に移ります。本案は、原案のとおり承認することに、異議ございませんか。

○各委員 「異議なし」

○議 長 「異議なし」と認めます。よって本案は原案どおり決しました。

○議 長 次に、議案第4号「豊橋市農業委員会農地法第3条に係る許可基準の制定について」を上程いたします。事務局、提案理由の説明をお願いします。

○局 長 はい、議長。議案第4号についてご説明いたします。議案第4号のほか議案第7号までの制定の背景には、平成28年4月の「農業委員会等に関する法律」の一部改正や農地転用許可権限の移譲である指定市町村への指定を見据えて、農地法関係事務処理や許可基準を制定することで、農地事務の明確化・透明性を図っていく必要が生じたためでございます。議案第4号は、農地法第3条に係る許可基準を明確化・文章化したものでございます。第1条は、この許可基準の目的でございます。第2条は、用語の定義、第3条から第7条までは、農地法に基づく許可基準の各号についての説明でございます。第8条から第11条までは、様々な条件下での農地の権利取得についての説明でございます。この許可基準の施行日は平成29年4月1日からでございます。

説明は以上です。

○議 長 提案理由については、ただ今の説明のとおりです。本案について、質問・意見等ございませんか。

○委 員 「進行」の声

○議 長 進行の発言がありましたので、これにて質疑を打ち切ります。これより、採決に移ります。本案は、原案のとおり承認することに、異議ございませんか。

○各委員 「異議なし」

○議 長 「異議なし」と認めます。よって本案は原案どおり決しました。

○議 長 次に、議案第5号「豊橋市農業委員会農地法第4条及び第5条に係る進達基準の制定について」を上程いたします。事務局、提案理由の説明をお願いします。

○局 長 はい、議長。議案第5号についてご説明いたします。議案第5号は、農地法第4条及び第5条に係る愛知県知事への進達基準を明確化・文章化したものでございます。第1条は、進達基準の目的でございます。第2条は、転用許可の審査基準、第3条は、取得した農地の転用の制限、第4条は進達についての説明でございます。この進達基準の施行日は平成29年4月1日からでございます。説明は以上です。

○議 長 提案理由については、ただ今の説明のとおりです。本案について、質問・意見等ございませんか。

○委 員 「進行」の声

○議 長 進行の発言がありましたので、これにて質疑を打ち切ります。これより、採決に移ります。本案は、原案のとおり承認することに、異議ございませんか。

○各委員 「異議なし」

○議 長 「異議なし」と認めます。よって本案は原案どおり決しました。次に、議案第6号「豊橋市農業委員会非農地証明書（遊休農地）交付事務処理要領の制定について」を上程いたします。事務局、提案理由の説明をお願いします。

○局 長 はい、議長。議案第6号についてご説明いたします。議案第6号は、農地法第30条の農地利用状況調査により、荒廃農地のB分類と判断された農地に対しての非農地化を行うための事務処理要領でございます。第1条は、この事務処理要領の趣旨でございます。第2条は、用語の定義、第3条から第5条までは、農地・非農地の審査のための判断基準、審議の流れでございます。第6条及び第7条は、農地部会での審議終了後の事務手続きでございます。この事務処理要領の施行日は平成29年4月1日からでございます。説明は以上です。

- 議 長 提案理由については、ただ今の説明のとおりです。本案について、質問・意見等ございませんか。
- 委 員 「進行」の声
- 議 長 進行の発言がありましたので、これにて質疑を打ち切ります。これより、採決に移ります。本案は、原案のとおり承認することに、異議ございませんか。
- 各委員 「異議なし」
- 議 長 「異議なし」と認めます。よって本案は原案どおり決しました。次に、議案第7号「豊橋市農業委員会非農地証明書（遊休農地以外）交付事務処理要領の制定について」を上程いたします。事務局、提案理由の説明をお願いします。
- 局 長 はい、議長。議案第7号についてご説明いたします。議案第7号は、20年以上非農地であることの証明、いわゆる現況証明についての事務処理を定めたものでございます。第1条は、この事務処理要領の趣旨でございます。第2条は、用語の定義、第3条は非農地証明ができる対象地についてでございます。第4条は、審査の流れ、第5条は、証明できる基準の留意事項でございます。この事務処理要領の施行日は平成29年4月1日からでございます。説明は以上です。
- 議 長 提案理由については、ただ今の説明のとおりです。本案について、質問・意見等ございませんか。
- 委 員 「進行」の声
- 議 長 進行の発言がありましたので、これにて質疑を打ち切ります。これより、採決に移ります。本案は、原案のとおり承認することに、異議ございませんか。
- 各委員 「異議なし」
- 議 長 「異議なし」と認めます。よって本案は原案どおり決しました。以上で 本日の総会に付議されました議案の審議を終了いたしました。これにて総会を閉会いたします。

閉会 午前10時24分

以上のとおり会議を記録し、議事録署名委員とともに署名します。

平成29年3月30日

◇ 会 長

◇ 議事録署名委員
(杉浦敬一委員)

◇ 議事録署名委員
(鈴木孝始委員)